

# スポーツ振興くじ（第195回）の試合の指定の公示

独立行政法人日本スポーツ振興センター公示 投第22号

スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則（平成10年文部省令第39号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり試合を指定しましたので、同条第3項の規定に基づき、公示します。

平成17年11月28日

独立行政法人日本スポーツ振興センター  
理事長 雨宮 忠

- 1 スポーツ振興投票の名称**  
別紙1のとおり
- 2 スポーツ振興投票券の発売期間**  
別紙1のとおり
- 3 業務を委託する金融機関の名称及び所在地**  
イーバンク銀行株式会社  
東京都千代田区内幸町1丁目1番7号
- 4 合致の割合の種類**  
別紙1のとおり
- 5 指定試合を実施する期日又は期間**  
別紙1のとおり
- 6 試合当たり投票種類数**  
別紙1のとおり
- 7 指定試合で対戦するサッカーチーム名**  
別紙1のとおり
- 8 合致の割合の算式において本センターが定める率**  
別紙1のとおり
- 9 その他**  
発売及び払戻しは全国

・ **スポーツ振興投票の名称**

第195回スポーツ振興くじ

・ **スポーツ振興投票券の発売期間**

平成17年12月3日(土)～同年12月10日(土)

・ **合致の割合の種類**

開催された指定試合に対するそれぞれの投票とその指定試合の結果が合致した数を開催試合結果数で除した割合のうち次のものを合致の割合とする。

(1) toto5 (トトファイブ)

1等 10割

(2) totoGOAL3 (トトゴールスリー)

1等 10割

2等 開催試合結果数(6)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合

・ **指定試合を実施する期日又は期間**

(1) toto5

平成17年12月10日(土)

(2) totoGOAL3

平成17年12月10日(土)

・ **試合当たり投票種類数**

(1) toto5

1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(2) totoGOAL3

1試合ごとに90分間でのホームチーム及びアウェイチームそれぞれの得点

「0点」「1点」「2点」「3点以上」の4種類

## ・ 指定試合で対戦するサッカーチーム名

(1) toto5

以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑤のサッカーチーム

(2) totoGOAL3

以下の対象試合のうち、試合No. ①、③及び⑤のサッカーチーム

〔開催日〕	〔試合No.〕	〔ホームチーム〕	〔アウェイチーム〕
12/10	①	鹿島アントラーズ (鹿 島)	大分トリニータ (大 分)
12/10	②	浦和レッズ (浦 和)	F C 東京 (F 東京)
12/10	③	横浜F・マリノス (横浜M)	川崎フロンターレ (川 崎)
12/10	④	ジェフユナイテッド千葉 (千 葉)	セレッソ大阪 (C大阪)
12/10	⑤	ジュビロ磐田 (磐 田)	アルビレックス新潟 (新 潟)

## ・ 合致の割合の算式において本センターが定める率

(1) toto5

1等 1分の1

(2) totoGOAL3

1等 5分の3

2等 5分の2